

ヘイトスピーチ対策専門部会の設置について（案）

令和 6 年 8 月 ● ● 日
人権教育・啓発関係府省庁
連絡会議幹事会議長決定

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 4 条に規定する国及び地方公共団体の責務を果たし、法第 2 章に規定する基本的施策を適切に推進するため、今般、令和 6 年 6 月 3 日関係府省庁申合せ「人権教育・啓発関係府省庁連絡会議の開催について」第 3 項に基づき、「人権教育・啓発関係府省庁連絡会議」の幹事会（以下「幹事会」という。）の下に、「ヘイトスピーチ対策専門部会」（以下「専門部会」という。）を設けることとする。

- 1 専門部会は、幹事会の議長のほか、警察庁、総務省及び外務省の幹事会の構成員で組織する。

また、幹事会の議長は、必要に応じ、上記構成員以外の関係行政機関の職員、地方公共団体の職員その他の関係者の出席を求めることができる。

- 2 専門部会においては、以下の事項に係る情報交換、意見交換及び連携協力に向けた協議を行うものとする。

- (1) 法第 2 条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」（以下「不当な差別的言動」という。）に関する相談、紛争の防止又は解決に係る取組
- (2) 不当な差別的言動を解消するための教育活動に係る取組
- (3) 不当な差別的言動を解消するための広報その他の啓発活動に係る取組
- (4) 上記(1)から(3)までの事項に係る国と地方公共団体の役割分担

- 3 専門部会は非公開とする。なお、専門部会の議事結果の概要は、法務省人権擁護局において作成の上、法務省のホームページにおいて公開するものとする。

- 4 専門部会の庶務は、法務省人権擁護局において処理する。

- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、幹事会の議長が定める。